



要事前相談

岐阜市空き店舗活用ガイド

(岐阜市中心市街地活性化空き店舗活用事業)



1. 岐阜市中心市街地活性化空き店舗活用事業とは、「商店街の活性化」や「にぎわいの創出」を図るため、商店街の空き店舗を活用する事業の店舗賃借料や、改装費など初期費用の一部を補助するものです。

2. 補助対象者

商店街振興組合に加入し、商店街振興組合連合会又は商店街振興組合から推薦を受けた方（事業者）

3. 補助対象事業

小売業、サービス業、飲食業等の「商店街の活性化」や「にぎわいの創出」につながる事業

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。

4. 補助対象地区

商店街振興組合連合会及び商店街振興組合の活動地区

※対象地区は、裏面をご参照ください。（詳細については、お問い合わせください。）

5. 補助対象経費・補助率・補助限度額・補助期間

※①、②共通し、補助対象経費は消費税や共益費等を除く

①【空き店舗への出店（1,000 ㎡未満）】

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
家賃	1 年目：1/3 以内 2 年目：1/4 以内 3 年目：1/6 以内	60 万円/年	賃貸借契約の 期間開始月から 3 年間
初期費用 ※1	1 年目：1/2 以内	100 万円 (内訳：改装費 50 万円、 その他 50 万円)	補助金の 交付決定から 1 年間

<※1 初期費用一覧（例）>

改 装 費	店舗の内外装費工事、設備（水道、電気、ガス、空調、通信）工事、 備品設置付帯工事にかかる経費 ※冷蔵庫やエアコン等、他の施設においても運用可能な備品購入費は対象外です。
広 告 宣 伝 費	新聞折込広告、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオ CM、 ホームページの作成、のぼり旗制作等の経費
印 刷 製 本 費	ポスター、チラシ、クーポン券等を印刷するための経費
開店イベント費	開店イベント委託、消耗品、粗品代（1 個当たり税込 100 円以下のもの）等で市 が有効と認めるもの ※開店イベント以外にかかるもの、資産として計上されるもの、コピー機のトナー など、使用した量の特定が困難なものは対象外です。 ※実施の際は、対象経費について市に相談してください。

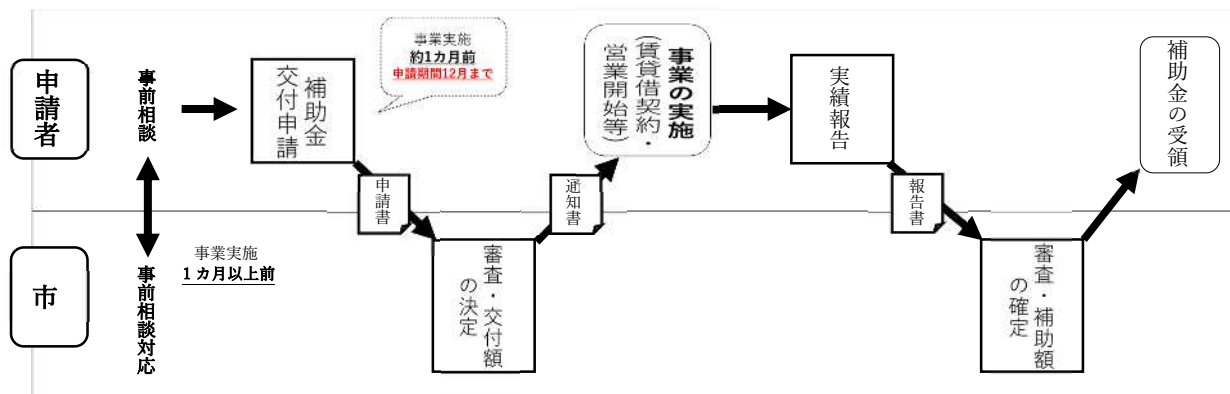
②【大型空き店舗がある施設への出店（入居施設の空いている部分が 1,000 ㎡以上）】

※賃借面積が 1,000 ㎡未満でも、入居する施設の空き状況が 1,000 ㎡以上ある場合、こちらに該当。

※初期費用に対する補助はありません。

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
家賃	1～3 年目：1/3 以内	300 万円/年	補助金の 交付決定から 3 年間

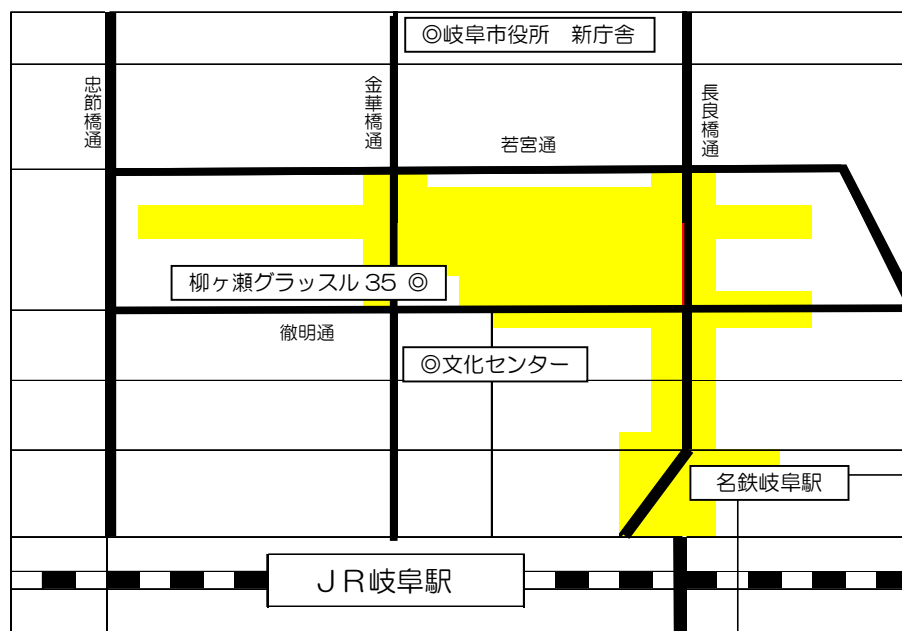
6. 申請の流れ



7. 注意事項

- ・ 補助の申請受付期間は4月から12月までとします。
- ・ 交付決定の前に賃貸借契約（大型空き店舗の場合は営業）をした場合、補助の対象となりません。
- ・ 補助申請を予定している方は、賃貸借契約の1カ月以上前には、岐阜市中心市街地みらい戦略課に相談してください。
- ・ 必要書類として、賃借する店舗が属する商店街団体等から推薦書が必要となりますので、事前に商店街団体等に推薦を依頼し、申請書とあわせて提出してください。
- ・ 交付決定を受けたものの、3年を経過せずに事業を廃止した場合は、改装費に係る補助金は返還していただきます。
- ・ 補助期間中は年度毎に1回以上、県、市等の公的機関、商工会議所、金融機関等の専門家による、経営相談を受けていただきます。
- ・ 国・地方公共団体その他公的な団体から補助金を受けている場合、補助は受けられません。

<岐阜市中心市街地活性化空き店舗活用事業対象区域 ■ のエリア>



<岐阜市内の商店街振興組合連合会>

◇岐阜市商店街振興組合連合会

岐阜市神田町9丁目18番地
(新岐阜第一ビル 3階 303号)
TEL 058-262-1415

◇岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会

岐阜市柳ヶ瀬通2丁目3
(アンゴラービル 2階)
TEL 058-262-6261

<問い合わせ先>

岐阜市経済部中心市街地みらい戦略課
TEL 058-214-3768(直通)